

平成27年度大阪府登録文化財所有者の会総会（第11回）レポート

日時 平成27年6月7日（日） 13:00～19:30

会場 さかい利晶の杜の森（講座室）

次第 第1部 13:00～15:30（参加者38名）

- ・視察会 南海電鉄 浜寺公園駅（登録文化財）、近江岸邸（登録文化財）、さかい利晶の杜

第2部 15:20～17:00（参加者35名）

- ・通常総会 来賓 堺市 副市長 狭間恵美子氏

大阪府教育委員会 文化財保護課 課長補佐 森屋直樹氏

会長挨拶 畑田 耕一

議案 H26年度 事業経過報告、決算と監査報告

議案 H27年度 事業計画、予算

議案 規約の改正、H27, 28年度役員選出

新会長挨拶 別所 俊顕

討論会 「登録文化財建造物の活用と保存の問題点について」

第3部 17:30～19:30（参加者25名）

- ・懇親会 さかい利晶の杜 梅の花

<視察会>

今年、3月にオープンし、話題になっている堺市の「さかい利晶の杜」で総会を開催するに先立ち、登録文化財である浜寺公園駅舎と近江岸邸を視察し、浜寺駅から懐かしい「阪堺電車（フン電車）」で宿院駅まで移動しました。その間、それぞれの建物について堺市の文化財課の小林初恵主幹をはじめ職員の方から丁寧な説明をしていただきました。

[浜寺公園駅駅舎]

浜寺公園は「名松100選」にも選ばれている美しい松林を誇る明治5年（1872）に造られた公園で、その駅として、明治30年（1897）に開設されました。現在の浜寺公園駅の駅舎は明治40年（1907）6月に建て替えられたもので実に

100年以上になります。設計は、東京駅、日銀本店、大阪市中央公会堂などを設計した辰野金吾博士が所属した辰野・片岡建築事務所の設計によるもので、明治時代に建築された貴重な現役駅舎です。平成10年（1998）9月に同じ南海電鉄の諏訪ノ森駅とともに大手私鉄で初めて





国の登録文化財となりました。平成12年(2000)には第1回「近畿の駅百選」に選ばれ、平成14年(2002)には、第9回「堺市景観賞(まち部門)」を受賞しています。木造平屋建てのハーフティンバー様式の駅舎です。現在、駅舎の工事中ですが、駅正面向かって右側にある旧一等待合室内部を南海電鉄のご厚意で、高い天井や暖炉の後や当時の床などを見学することができました。

鉄道と道路との平面交差をなくし、安全なまちのためにする連続立体交差事業では、駅舎が建替えられる際に、古い駅舎のほとんどが取り壊されてしまうのですが、登録文化財ということもあり、文化遺産として後世に残され、活用されることは、喜ばしいことだと感じました。

[近江岸邸]



浜寺公園の近江岸邸はヴォーリズ円熟期の作品で、昭和9年に設計され翌年完成しています。木造2階建てのスパニッシュスタイルの住宅です。外観はスパニッシュスタイルですが、内部には和室が作られたりしていました。

今回の視察では、近江岸様のご厚意により、内部も見せていただき、美しい帆船のステンドグラスを拝見させていただくことができました。



[さかい利晶の杜]

堺市が生んだ、千利休と与謝野晶子をテーマとする歴史文化施設を中心に、堺市文化観光拠点としてつくられ、2015年3月にオープンしました。内部は千利休や与謝野晶子の様々な資料はもちろんのこと、千利休作で唯一現存する京都府大山崎町の妙喜庵にある国宝「待庵」の創建当初の姿を復元したものや、与謝野晶子が生まれ育った駿河屋の店先が復元されています。今回の視察では、堺市博物館の学芸課より当時の堺の歴史文化の位置づけや街並みの状況などを当時の地図を中心に説明していただきました。



会長挨拶

畑田 耕一

みなさん、こんにちは。会長の畑田耕一です。今日はお忙しいところを多数ご参加いただきありがとうございます。私どもの第11回の総会、会が発足して丸10年ということです。こんなにたくさんお集まりくださり本当にありがとうございます。ご来賓の方々、関係者の皆様、それから会場の皆様本当にありがとうございます。これからも一つよろしく願い申し上げます。

今日は、最初浜寺公園駅を見せていただきました。堺市の小林主幹に十分に説明していただきまして、大変懐かしい思いでした。私は、昔、浜寺公園に親戚がいたので、しょっちゅう来たのですが、その時分は、電車で来たり、自転車で来たりしていました。今日は、本当に久しぶりに駅に降りまして、懐かしい思いがいたしました。それから近江岸家、あれはヴォーリズ的设计だそうで、その设计が昭和9年とちょうど私が生まれた年なのです。ですから、あの家も私と同じ年ということになりますが、先ほどお聞きしたら、それ以来、屋根はいつぺんも葺き替えていないとおっしゃっていました。樋もそのまま。私は屋根の方が心配でして、いつぺんチェックされた方がいいかなと思いました。いづれにしても、本当に素晴らしい建物を二つ見せていただきました。少し駆け足でしたけれども、建物をダーッと見せて頂いて、あと50年たった時にどうなっているのだろうかと思ふことを思いながらここへ寄せていただきました。

今日はそれぞれの所で非常にたくさんの方にお世話になりました。南海電鉄の方々、堺市の方々、

近江岸家の奥さんには大変お世話になり、建物の中にまで入れていただきまして、本当に楽しい時を過ごさせていただきました。関係者の皆様に厚く御礼を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。本日の準備をし

ていただきました兒山さん、小谷さん本当にありがとうございました。それからここは先ほども説明がありましたが、千利休と与謝野晶子をテーマにした素晴らしい施設です。入場者は今日で15万人になるということでした。吉田さんにはずいぶん丁寧に説明いただき、本当にありがとうございました。来年の今頃までに入場者は何人になっているのかなと、楽しみです。現在、堺、羽曳野、藤井寺の3市が一緒になって百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録を目指しているわけですが、やっぱり、あの御陵だけを見に来ってくれる人はあまりいないのではないかと思います。その周辺の整備も大事だと思います。この施設もその一つとしてつくられてのではないのでしょうか。一つ頑張っていたきたいと思います。

本日は来賓といたしまして、堺市の副市長狭間恵美子様、大阪府の文化財保護課の課長補佐の森屋直樹様、大阪市教育委員会文化財保護課の主任学芸員の櫻井久之様、それと、貝塚市教育委員会の社会教育課長の藤原薫様、地元の堺市からは、文化財課課長の野田芳正様をはじめ、非常にたくさんの方々にご臨席いただいております。本当にありがとうございます。大変うれしく思っております。これからもよろしく願い申し上げます。

最初にも申し上げましたが、この会は設立してからちょうど今日でまる10年、総会は11回目になるのですが、その間に登録文化財の数はだんだんと増えてまいりまして、現在平成27年6月現在で大阪府は223か所、609件です。大阪府が一番多いのです。本会は、正会員の数が97名、特別会員が19名、協力会員が1名、合計117名となっております。これは皆様方の





岡本副会長

大変なご協力ご支援のおかげでございます。あらためて厚く御礼申し上げます。これからも一つよろしくお願い申し上げます。登録文化財制度が始まって19年

経過いたしました。日本全体では、登録件数が1万件をこえました。それだけに、19年もたちますと、制度としていろいろな問題が出てまいりました。これにつきましては、総会の後で皆様から色々とお話をいただきたいと思っております。私の会長としての挨拶はこれで終わりにさせていただきたいと思えます。どうもありがとうございました。

新会長挨拶

別所 俊顕



只今、第2代目の会長に選出されました別所と申します。よろしくお願ひ申し上げます。私は、今までおつとめいただきました畑田会

長のように学識があるわけではございません。ただ、私共の社殿が登録文化財となっておりまして、神職として文化財を通じたまちづくりに少々後方支援させていただいているところでございます。しかしながら、世の中の先輩方の技術、デザイン、材料の選択など心をこめて建造された建物を使いこなし、後世に伝えていくこと、この会の主旨を一層広めるために建築士会などの団体と協力しながら、本日承認された役員の皆様と会務に精励するつもりです。皆様のご指導・ご鞭撻をよろしくお願ひ申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。

畑田先生には、初代会長として会をここまで牽引されてこられましたことに心より厚く感謝申し上げます。今後も名誉会長として末永くご指導たまわりますよう皆様の盛大な拍手をいただきたいと思えます。(全員拍手)

ありがとうございました。



近江岸邸 玄関

来賓 あいさつ

堺市 副市長 ^{はざま} 狭間 恵美子 氏



皆様こんにちは。ご紹介賜りました堺市の狭間でございます。今日は大阪府の登録文化財所有者の皆様、堺市にお越しくださいます、本当にありがとうございます。先ほど会長さんからお話がありましたように、浜寺からこの利晶の杜まで御見学いただいたということで、大変うれしく思っております。この利晶の杜を、いそいでとおっしゃいましたけれど、見ていただいたかと思いますが、千利休と与謝野晶子という堺が生み出した、堺市民の誇りであります先人を検証する施設として、堺に来ていただいた方に堺のまちを知っていただくためにこの3月20日にオープンした施設でございます。この施設の年間の来場目標を20万人と申しておりましたのが、早々に15万人に達するというので、本当にありがたい限りです。

「市民含め市内外の皆様が、堺の歴史文化にそれほど高くご興味をいただいていることだ」というふうに感じているところです。ところで私は、昨日の夜まで岩手県宮古市におりまして、宮古といいますと、この前の東日本の災害で壊滅的な被害を受けたまちでございます。堺市の文化財の職員も一名あちらの文化財の保護修復あるいは、埋蔵文化財の調査にお手伝い行かせていただいております、その現場も拝見してまいりました。本当に文化財を守って次の世代に伝えていくというのは、いろんな課題があることを実感してきたところです。この文化財の登録制度というのもちょうど20年前の阪神淡路大震災をきっかけにできたと同っております。その中でも特にこの大阪府の登録文化財の所有者の会というのは全国に先駆けて自らおつくりになられて非常に活発に活動さ

れていると伺っております。本当に敬意を表する次第でございます。私

ども堺市は、今は大きくは3つの目標を掲げて市政を運営しております、一つは、堺というまちが伝統産業、例えば包丁であったり、線香であったり、伝統産業をはじめとするものづくりのまちでございます、その「ものづくりのまち堺」、そして、次世代が元気に育まれるように「子育てのまち堺」そして何よりも大事にしていこうというのが、「歴史文化のまち堺」でございます。そして羽曳野市と藤井寺市とこの堺市とそして大阪府と「百舌鳥・古市古墳群」を世界文化遺産登録にという活動も続けております。実は今年がその一つの山場と言いかも変なのですが、国内推薦が決まる年でございます。4つ候補が上がっております、私どもの大阪府が候補になるかわかりませんが、4つの中から1つこの27年度に選ばれますと、平成29年度にユネスコで世界文化遺産に登録されることとなります。そういうことも含めまして、私ども歴史文化をこれからも大事にしながらまちづくりに努めていきたいと思っております。堺市にも登録されている文化財が今日ご出席の兒山家住宅をはじめ16ございます。これも本当に貴重な私ども堺市の歴史文化資源でございますので、官民力を合わせてそういうまちづくりに努めてまいりたいと思っております。最後になりましたけれども、お集まりの皆様のご活躍を祈念いたしまして、簡単でございますが、挨拶とさせていただきます。

平成 27 年度 大阪府登録文化財所有者の会 第 11 回総会

議案1号 平成 26 年度 事業経過報告

1、総会及び運営委員会の開催

(1) 第 11 回 総会 6 月 8 日(日)

八尾市まちなみセンター

第 1 部 八尾久宝寺 寺内町の視察

第 2 部 通常総会

(来賓) 京都府国登録文化財所有者の会
副会長 橋本眞次氏

議案1～5 号

討論会:登録文化財建造物の活用と保存の
問題点について

第 3 部 懇親会: 料亭「山徳」会費:6000 円)

(2) 運営委員会(6 回開催)

8 月 19 日、9 月 20 日、11 月 8 日、

12 月 19 日、3 月 14 日、4 月 12 日、

2、大阪府ヘリテージマネージャー育成講座等の 開催等

(1) 公益社団法人大阪府建築士会主催で大阪府
ヘリテージマネージャー育成講座が 10 回開
催され、当会からも講師および受講生として
参加した。また、登録文化財7か所の公開事
業を行った。また、登録文化財等の広報活動
として「大阪都心の社寺めぐり」が作成され
た。

(2) 文化庁主催の講演会「登録文化財 1 万件突破
記念講演会」に畑田会長がパネラーとして
参加した。

4、文化団体等との交流・支援

○「京都府国登録文化財所有者の会」

・平成 26 年度総会(H26.6.22)に別所副会長が
参加し、親睦を深めた。

○「和歌山県国登録有形文化財所有者の会」

・第 3 回総会(H27.3.29)に畑田会長等が参加し、
親睦を深めた。

5、小冊子「大阪府の登録文化財(2012 年版)」の

頒布

・小冊子「大阪府の登録文化財(2012 年版)」の
頒布を行った。

6、会報の発行

・会報「大阪登文会だより第 10 号」の発行

7、ホームページの充実と更新

8、その他

議案 2 号 平成 26 年度 決算 別紙 1

議案 3 号 平成 26 年度 決算監査報告
別紙 1

議案 4 号 平成 27 年度 事業計画

I 重点課題

1、大阪府建築士会主催の文化庁補助事業につい
て

(1) 大阪府ヘリテージマネージャー育成講座

(2) 登録文化財公開事業

(3) 文化財 MAP 作成事業

2、登録文化財に対する調査について

(1) 登録文化財の地方交付税に対する貢献度の
実態調査

(2) 登録文化財に対する市町村の補助、支援制度
の情報収集

3、「大阪府登録文化財所有者の会」の 10 周年の
成果とこれからの 10 年

II 通常課題

1. 年間の事業計画や事業報告を行うために、
総会を年 1 回開催する。

総会及び運営委員会の開催

2. 文化財に係わる講演会、フォーラム、シン
ポジウムを適宜開催して、登録文化財への
市民の関心を高め、知識の普及に努めるとと

もに、交流を図る。

(1) 講演会等の開催（それぞれの登録文化財での行事との協力・支援）

・登録文化財の活用や相続に関することについて

(2) 「大阪府の登録文化財 2012 年版」の頒布

3. 会員の所有する登録文化財に係わる情報交換や活動を支援する。

(1) 登録文化財で開催されるイベント等を登文会のホームページに掲載する。

4. 会報の発行を行う。

5. 会員相互および文化財所有者等との交流会や親睦会を行う。

6. その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(1) 他団体との交流及び支援

- ・京都府国登録文化財所有者の会
(H19. 4. 22 設立) (総会参加)
- ・秋田県登録文化財所有者の会 (H21. 12. 6 設立)
- ・愛知県国登録有形文化財建造物所有者の会
(H23. 6. 26 設立)
- ・東京都登録有形文化財建造物所有者の会
(H23. 12 設立)

・和歌山県登録有形文化財所有者の会
(H25. 3. 23 設立)

(2) 建築士会等との交流

議案 5号 平成 27 年度 予算 別紙 1

議案 6号 規約の改正 別紙 2

会長が退任した場合「名誉会長にすることができる」規定を規約 5 条 3 項に追加する。

議案 7号 平成 27-28 年度 役員の選出

名誉会長	畑田 耕一※	羽曳野市
会長	別所 俊顕	大阪市中央区
副会長	寺田 信正	柏原市
	岡本 義彦	貝塚市
	兒山万珠代※	堺市中区
	奥野 孝子	豊中市
事務局長	寺西 興一	大阪市阿倍野区
事務局次長	青山修司	大阪市中央区
会計	南川 孝司	貝塚市
監査	小谷 寛	堺市南区
	地村 邦夫	大阪府文化財保護課

※ 畑田耕一は会長を退任し名誉会長に、別所俊顕は副会長を退任し会長に、兒山万珠代は監査を退任し副会長に就任



議案 2号(H26年度決算)及び5号(平成27年度予算)						別紙 1
収入						(単位:円)
項目	内容	H26年度予算	H26年度決算	備考	H27年度予算	内容
前期繰越金		316,025	316,025		458,661	
会費	2000円 * 160口	320,000	270,410		300,000	2000円 * 150口
懇親会	6000円 * 30人	180,000	180,000		180,000	6000円 * 30人
視察会	500円 * 20人、資料代	10,000	0		10,000	
講演会	500円 * 20人、資料代	10,000	0		10,000	
事業費	冊子500冊@400円	200,000	63,092		100,000	
雑収入		30	13,134	金利等	100	
当期収入		720,030	526,636		600,100	
収入合計		1,036,055	842,661		1,058,761	
支出						
項目	内容	H26年度予算	H26年度決算	備考	H27年度予算	内容
総会開催費	貸室料、お茶代等	20,000	7,200		50,000	
懇親会	総会懇親会30人	180,000	180,000	総会懇親会	180,000	
視察会		10,000	0		50,000	
講演会		100,000	0		50,000	
事業費		200,000	0		200,000	
関係団体経費		10,000	3,000	他団体会費等	10,000	
HP関係費		15,000	13,300		30,000	
印刷・通信費	冊子印刷費残、	120,000	161,972		50,000	
委託費		0	0		300,000	実態調査、報告書作成等
事務費		50,000	18,528		20,000	
予備費		10,000	0		10,000	
当期支出		715,000	384,000		950,000	
次期繰越金		321,055	458,661		108,761	
支出合計		1,036,055	842,661		1,058,761	
議案3号 平成26年度 決算監査報告						
平成26年度の「大阪府登録文化財所有者の会」の収支決算について、関係書類を審査した結果、						
収入、支出とも適正かつ正確に処理されていることを認めます。						
		監査	兒山 万珠代	Ⓜ	地村 邦夫	Ⓜ

議案 6 号 大阪府登録文化財所有者の会 規約 改正案 別紙 2

(目的)

第1条 この会の目的は、次の通りとする。

1. 登録有形文化財の保存と活用に係わる活動を行い、市民の文化的資質の向上を図り、もって世界人類の幸福に貢献する。
2. 会員相互の親睦と登録有形文化財に関する情報交換を図るとともに、市民との交流に努める。
3. 全国の登録有形文化財所有者等との連携を図り、将来的に「全国の登録有形文化財所有者の会」への発展を目指す。

(事業)

第2条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 年間の事業計画や事業報告を行うために、総会を年1回開催する。
2. 文化財に係わる講演会、フォーラム、シンポジウムを適宜開催して、登録有形文化財への市民の関心を高め、知識の普及に努めるとともに、交流を図る。
3. 会員の所有する登録有形文化財に係わる情報交換や活動を支援する。
4. 会報の発行を行う。
5. 会員相互および文化財所有者等との交流会や親睦会を行う。
6. その他、会の目的を達成するために必要な事業を行う。

(会員)

第3条 この会の会員は次の通りとする。

1. 正会員 一大阪府内に登録有形文化財を所有する個人または法人
2. 特別会員 一登録有形文化財についての知識を持ち、本会の活動に協力して頂ける個人または法人で、運営委員会の推薦を経て、会長が認めたもの
3. 協力会員 一登録有形文化財について興味や関心を持ち、本会の活動に協力して頂ける個人または法人で、会員の推薦で会長が認めたもの

(運営費)

第4条 この会の運営については、次の経費をあてる。

1. 会費 会員一人当たり年間 一口 2000 円（何口でも可）ただし、特別会員は、会費を免除することができる。
2. 寄付金 本会の設立および運営のための寄付
3. 雑収入 上記以外の収入

(役員等)

第5条 この会は次の役員等を置く。

1. 役員は、会長 1 名、副会長若干名、事務局長 1 名、会計 1 名、監査 2 名とする。
なお、役員は、任期は、2 年とし、再任を妨げない。
2. 上記の役員以外に必要なに応じて運営委員を若干名置くことができる。
3. 会長経験者は、名誉会長とすることができる。

(会議の開催)

第6条 会長は、必要に応じて、会の運営のための会議を招集することができる。

(事務所の設置)

第7条 この会の事務所は、次の場所に置く。

〒545-0021 大阪市阿倍野区阪南町 1-50-25
寺西興一宅 TEL06-6624-7618 FAX 06-6622-8499

(附則)

この会の名称の略称は、「大阪登文会」とする。

この会の名称の英語表示は、「Osaka・Owners Association of Registered Tangible Cultural Properties of Japan」とする。

この規約は、平成 17 年 9 月 4 日から実施する。

(改正経過) 平成 21 年 4 月 1 日

(第 3 条及び第 4 条一部追加)

平成 25 年 6 月 16 日 (第 3 条 3 号追加、第 5 条 2 号後段削除)

平成 27 年 6 月 7 日 (第 5 条 3 号 (名誉会長) 追加)

討論会 登録文化財建造物の活用と保存の問題点について

問題提起 畑 田 耕 一

1、1万件を超えた登録文化財の課題

登録文化財制度が発足してから既に19年を経過し、その登録件数はついに1万件を超えるに到りました。それとともに文化財の保存・活用にかかわる問題・課題も多岐にわたって顕在化してまいりました。これらが、やがては登録有形文化財の消失を招くような事態を引き起こさないよう、問題の内容をよく見極めその解決を図るとともに、登録文化財の意義と特徴を一層社会に認識してもらう努力をするのが本会の大事な使命の一つであります。

登録文化財建造物保存の最大の問題は補修費をどのようにして調達するかです。建物が、商業的活用に供されている場合、宗教的建造物である場合、学校、大学、博物館、美術館などの教育機関等である場合、橋などの公共物の場合などは、その支持母体が補修費を捻出できるのであまり大きな問題はありません。

しかしながら、登録文化財の大部分は個人住宅です。個人住宅の大部分を占める木造住宅の補修費は通常1回あたり数百万円と思われませんが、これをいかにして賄うかを解決しないで、登録するだけで保存を期待するのは少し無理があると考えます。

所有者以外のお金で期待できるのは、篤志家あるいは団体からの寄付、活用保存会などの支援団体による支援、地方交付税の有効活用、景観条例の活用、河内長野市などに見られる国及び都道府県市町村からの公的資金による支援などです。

(意見1-1) 登録有形文化財での補修のことですが、去年は、屋根を修理したので、お金の問題もあり、本当に疲れてしまいました。私の家では、小学生の学習の受け入れやヨーロッパやアジアからのホームステイの受け入れもしております。小学生は、1つの学校で100人の児童が来られます。屋根の修理は不可欠の補修の一つです。公的な資金援助がどうしても必要です。

2、行政の補助制度と地方交付税とは

地方交付税は地方自治体の収入の格差を少なくするために、交付される資金で、国税の一部を、財政基盤の弱い自治体に配分するもので、自治体間での財政格差を補うことが目的です。総務省が算定する際に、最近では、登録文化財については道府県では1件当たり最高1万円、市町村では最高5万円が積算されているのです(金額は年度によって異なります)。したがって、1箇所当たり10件程度の文化財では、最高50~60万円が地方交付金として交付されている勘定になります。この金額では通常の補修費には不十分ですが、5~6年に一度ということにすれば、文化財の補修に役立つ支援金を支出することが出来るようになります。このような年度予算の効率的活用のための工夫は許されていいのではないのでしょうか。

市町村からの支援の例として、大阪府の河内長野市は、1150万円を限度として総額の25%を補助しています。札幌市はその景観条例に基づいて年間総額500万円を限度として文化財補修の費用を支援しています。この条例は札幌市の場合、全ての登録文化財建造物に適用されているので、上手に活用すれば補修の助けにはなります。

なお、登録有形文化財建造物の保存と活用を図るために必要な保存修理に係る設計監理に要する経費は、一部を除いて、その50%を国が負担します。これは、文化財の修理部分の設計はその

保存上きわめて重要であるためです。

3、登録文化財の補修・改修と建築基準法

登録文化財の補修・改修では、重要文化財のように建築基準法の適用除外にはなりません。そのため、新たな活用に向けて建物を変更しようとする、例えば、延焼のおそれがあるという理由で伝統的なステンドグラスの窓を網入りガラスに変更させられるなど、建物の文化財としての風格を著しく損なうようなことが起こる可能性があるため注意が必要です。この問題の根本的解決法は登録文化財を建築基準法と消防法の適用除外にするか、あるいは、登録文化財のみに適用される建造物関連の法律や制度を作るか、のいずれかです。いずれにしても、このような法的改正・変更は、行政等だけで行わず、文化財関係者の意見を十分に聞いたうえで、実行して欲しいと思います。

また、補修・改修に当たっては、所有者だけでなく工事関係者もいろいろな点で不明のことも多いので、文化庁で、文化財の修復等に関する技術のデータベースを作成していただけると有難いです。

4、登録文化財と税制

次に、税金が関係するお話をさせていただきます。現在、登録有形文化財建造物に対する固定資産税等は1/2に減額されていますが、その建物が存在する敷地に対しては固定資産税を支払わねばなりません。登録文化財の所有者は自らが所有する文化財を国民のために守らねばという使命感に燃えて、国に協力しているのです。国はこのことを全国民にもっと広報して欲しいと思います。相続税に関する問題はさらに深刻です。登録文化財建造物とその敷地の相続にはともに30%の減免措置がありますが、それでも相続税は相当な金額になります。それを相続人が払えなければ、文化財は消滅の危機に直面するわけです。事情が許せば、大学や市町村などの公共機関に寄贈または遺贈する方法はありますが、簡単に実現するものではありません。私自身は、経済的理由で相続の時に文化財が消滅するのを防ぐ方法は相続税の減免率を少なくとも50%以上にするかと思っています。



(意見4-1) 大阪府では、土地の評価が高いのに加え、相続税の負担が強化されたので、相続の時が大変だと思います。行政としても考えなければならない喫緊の課題です。

5、登録文化財に対する国民の認識

登録文化財相続税の減免のような主張が認められるためには、国民多数の登録文化財の存在とその意義に対する認識の向上が不可欠です。歴史に学び、文化を育み、それをもとにしてよりよい未来を開いていくことは、この世を生きる人間の大事な使命であります。そのためには登録文化財の登録数を増やしてその活用・保存に励み、出来るだけ多くの市民の皆様方に古い建造物の存在意義を認識していただくことが必要であります。これには、毎年申し上げていることではありますが、地味で継続的な教育的努力を続けるしかありません。特に、小学校高学年からの若者に

対しての、出来れば文化財を通しての文化的教育です。私自身は、小学校・中学校への出前授業という形で努力しておりますが、皆様も、どうぞよろしくご支援ご協力をお願い申し上げます。

登録文化財に限らず文化財の保存の重要性を一般市民が認識することは国の文化レベルの維持向上のために大変重要です。文化財の公開と活用は、まさに、この文化財を通しての文化的教育です。文化財に対する市民の認識が深まればその保存や活用に対する費用も得やすくなります。したがって、一般公開と活用には、その内容にはかなりの工夫をこらしつつ、十分な力を用いて行うことが必要です。このような教育的配慮をするのは我々登録文化財所有者の使命の一つであることを皆さんお忘れなきようお願いいたします。

なお、このような活用事業の際の市町村からの人的支援、プロジェクター等の機器の無償貸与、駐車場や情報伝達などに関する便宜供与は大変ありがたいものの一つであることを、付け加えておきたいと思います。

(意見 5-1) 文化財行政に携わって3カ月にしかありませんが、「天然記念物の落葉広葉樹が、隣の家に迷惑がかかっているのどうしたものか？以前は、自分たちで対処できたが、高齢化し、それが出来なくなった」との相談があります。一例ですが、文化財に対する問題を考えさせられます。(樹の持ち主とお隣の人との話し合いで解決していただくよう助言していただくのが良いと思います)

6、登録文化財の公開事業の推進

次に、文化財の一般公開と活用活動のための費用は、講師その他への謝礼、庭の手入れ、行事当日の関係者の食費、安全・防災保険料、必要な場合は警備専門職への手当など、所有者にとってはかなりの額になります。これらの出費は、所有者個人、活用保存会などの支援団体、参加者の参加費あるいは寄付金などで賄われているのが現状です。



文化庁の補助金制度もありますし、最近では、文化庁の地域活性化事業や国交省のさまざまな街づくり関連事業が文化財の公開・活用に利用されるようになっていますが、いわゆる重点的経費配分ではなく、出来るだけ多くの所有者にいきわたるような工夫が必要だと思っています。

一般公開や活用事業の時の目印として登録文化財プレートはかなり重要です。現在の登録有形文化財プレートには登録番号と「この建造物は貴重な国民的財産です 文化庁」と記されているだけで、本当に目印としての役目しかしていませんが、このプレートに、建物ごとの簡単な概要説明を入れていただくと、参加者到大変役に立つと思います。国や市町村が、電柱の地中化や道路整備なども含めて文化財周辺の環境の整備をしていただくことも、お願いしたいところです。

(意見 6-1) 公開をしようとする、家の整理が大変で、表の部分は、何とかできて、裏までは手がまわりません。また、人手も必要です。最初の時は、市が手伝ってくれましたが、それ以降、何も言ってこないのでもそのままになっています。春と秋の2回は公開したいと考えていますが。(そんな時には、行政にお願いにいくと、「嫌」ということはなく、協力してくれると答です)

(意見 6-2) 公開の時に行事をしようすれば、さらに大変で、演奏者や講演者に対する謝礼や行事のことを知らせるチラシなども必要ですし、庭の清掃や剪定作業もしなければなりません。

7、登録文化財の活用の意義



ここで、文化財活用の意義を少し別の観点から考えてみたいと思います。文化財を商業的、宗教的、あるいは教育的に活用するのは、それぞれ職業奉仕、宗教奉仕、教育奉仕です。ここでいう奉仕とは、それぞれの分野で他人のニーズを満たすこと、他人のニーズに応えること、あるいは社会に尽くすことです。その行為に対する報酬の有無により定義の変わる言葉ではありません。ここで大事なのは、これらの奉仕を、文化財を通して行うことの意義を関係者がしっかりと把握して置かねばならないことでもあります。

例えば、教育的奉仕の場である学校の教室をはじめとする建築やキャンパスは文化伝承の場にあります。数百年の歴史に囲まれた教場での授業と、学校経営を目的として収容人員の確保と情報機器などの機能を取り入れることのみを考慮して作られた、大規模な箱のような教室での授業とではおのずと教育の効果が違うはずです。奈良女子大学では重要文化財の旧本館が教室に使われ、授業や学会が行われています。文化財がキャンパスの中で力強く生き続け、活用されているのです。この大学の卒業生が社会で際立った活躍をしていることと無関係ではない筈です。

8、ヘリテージマネージャーの育成

文化財、特に登録文化財関係の仕事が円滑にかつ効率的に進行するには、種々の書類の作成をはじめ文化財の防災・保存・活用にかかわるいろいろな仕事を使命とする専門職すなわち歴史的建造物の保全・活用に携わる専門家であるヘリテージマネージャーが必要です。本会は、2013年度、大阪府建築士会と協力し、大阪府教育委員会の支援のもとに、平成25年度文化芸術振興費補助金を得て、大阪府ヘリテージマネージャー育成講座を実施し、31名のヘリテージマネージャーを世に送り出しました。この実現にご尽力いただきました大阪府建築士会伊藤治様、本登録文化財所有者の会寺西興一事務局長ほかご協力いただきました皆様方に、あらためて厚く御礼申し上げます。また、2014年度の大阪府ヘリテージマネージャー育成講座については、大阪府建築士会が文化庁に補助金申請を行ない、近代建築文化遺産総合活用活性化事業として補助金をいただき、ヘリテージマネージャー育成講座のほか文化財の公開事業と文化財の案内MAP作成事業を行いました。

その後、ヘリテージマネージャー相互の連絡、研修と知識・情報の交換、活動のための協議などを行う組織として、ヘリテージマネージャー育成講座の修了者で構成される大阪府ヘリテージマネージャー協会が設立され、活動をはじめようとしているところであります。文化財関係者の建築的側面と建築家・建築士の文化的側面を通して両者が融合して幅広く文化財に関わる性格を持った協会に育ってほしいと願っております。協会の性格・活動方針などについて皆様からも積極的なご意見をいただければと存じます。

あらためて申し上げるまでもないことですが、ヘリテージマネージャーは登録文化財のみに関わる専門職ではありません。特定の個人がそのような能力を持ち得るかどうかは別として、全ての文化財に関わる専門職です。すなわち、文化財を管理する職業とその実務をヘリテージ・マネジメント（Cultural Heritage Management）といい、それをよく理解し実行する人あるいは専門職のことをヘリテージマネージャーと呼ぶのです。ヘリテージ・マネジメントは文化財の修復・保

全、博物館学、考古学、歴史、建築学と建築技術などの実務に関わるものです。この実務としての文化財の公開は、その存在意義を一般市民に認識してもらうとともに、文化財の継続的管理を行うための収入を得ることの基盤の一つとなるものでもあります。これらはヘリテージ・マネジメントの公共的側面であると同時に観光事業に繋がる商業的側面でもあるのです。それ故、政府および一般市民と意思の疎通を図り、所有者との仲立ちの役目もはかることはヘリテージマネージャーに要求される大事な能力の一つなのです。

このように、文化と文化財は芸術と同様に、教育、まちづくり、観光産業と深いかかわりを持つものであり、市民の社会参加を促す機能も持っているのです。さらに言えば、文化・芸術には国境がない、すなわち国際性があります。日本が文化芸術立国を国家目標の一つとしている所以でもあります。この目標達成のためには、文化・芸術と社会をつなぐ文化芸術マネージャーの人材育成と雇用関係の整備を行う必要があります。マネージャー育成のためのコースを大学に設置して専門職としての能力・資格を確固たるものにすることも検討するべきと考えます。このようなコース設置の前提となるようなコースや研究室を持つ大学はそんなに多くはありません（北海道大学 観光学高等研究センター、筑波大学大学院研究科世界文化遺産学専攻、筑波大学大学院研究科世界文化遺産学専攻、東京芸術大学大学院美術研究科文化財保存学専攻、長岡造形大学建築・環境デザイン学科文化財建造物保存コース、奈良大学文学部文化財学科、京都女子大学家政学部生活造形学科など）。

(参考資料) 平成 23 年度 文部科学白書 第 7 章 文化芸術立国の実現

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpab201201/detail/1324653.htm

とりあえずは、これらの大学の研究室間ネットワークを構築して、文化財 E-大学とでも呼べるオンライン大学を設立するのが、良い方法かもしれません。

9、千年単位での文化行政の推進

最後に、もう一つ気になることがあります。それは、ユネスコの世界遺産条約採択 40 周年記念最終会合(京都)の成果文書の次のような指摘であります。(文化庁月報 平成 25 年 2 月号 (No. 533)、http://www.bunka.go.jp/publish/bunkachou_geppou/2013_02/special_03/special_03.html)
すなわち、「過疎化少子高齢化が確実に進行し、住民自治組織や檀家氏子組織の弱体化、後継者の不在などにより長年継承されてきた民俗芸能の続行が困難となったり、歴史的な建造物が無人状態となったり、史跡が十分管理されなくなっている。文化財行政が、もしこの時期を乗り越えることができなければ、千年単位で繋がってきた知恵や知識が途絶えてしまうという危機が迫っていることを、われわれはよく理解し対処しなければなりません」という指摘です。この指摘を理解するのは、比較的容易ですが、対処はそんなに簡単ではありません。この問題の解決は、小学校からの学校教育と生涯教育を通しての地味で継続的な教育的手法によるしかないと思います。子供たち、若者たちへの、まじめな問いかけから始めてみようではありませんか。先にお話しした出前授業のような手法もふんだんに活用して努力してみたいと思っております。皆様のご協力も強く期待しております。

参考文献 登録有形文化財建造物 10000 件記念イベントパネルディスカッション 2015 年 1 月 15 日
神戸大学 (例えば <http://www.kazabito.com/blog/log/eid.html>)

平成27年度 文化庁補助事業

当会が、公益社団法人 大阪府建築士会と共同で文化庁の補助事業を行ってきて、3年目になります。1年目は、大阪府ヘリテージマネージャー育成講座でしたが、2年目には、登録文化財の公開事業等も加わり、3年目の今年は、引き続き「第3回大阪府ヘリテージマネージャー育成講座」(下表)を行うと共に、登録文化財等で多彩な公開事業を行います(次頁)。さらに、船場地区では、外国人向けに英語版の案内パンフにも取り組みます。

平成27年度大阪府ヘリテージマネージャー育成講座内容(予定)

							公益社団法人大阪府建築士会	
回数	日程	開始時間	単位数	内容(※)	会場(※)	講師		
1	8月29日 (土)	13:00		オリエンテーション	大阪市 中央公会堂 小集会室	昇 勇	(公社)大阪府建築士会 ヘリテージ部会担当理事	
		13:15	2	歴史的文化遺産の活用と保存の推進		武内正和	文化庁 文化財部 参事官 (建築物担当) 登録部門 主任文化財調査官	
		15:00	2	登録文化財とヘリテージマネジメント		畑田耕一	大阪大学名誉教授 「大阪府登録文化財所有者の会」 名誉会長	
2	9月5日 (土)	13:00	2	建築史概論1	少彦名 神社	植松清志	大阪市立大学客員教授 大阪府ヘリテージマネージャー協議会 会長	
		15:00	2	建築史概論2				
3	9月26日 (土)	13:00	2	民家の間取りと構造	大阪木材 仲買会館	中川 等	大阪産業大学准教授	
		15:00	2	大阪の都市的展開と建築		中嶋節子	京都大学大学院 人間・環境学研究所教授	
4	10月10日 (土)	13:00	2	近代長屋の活用	豊崎 吉田家 住宅	谷 直樹	大阪くらしの今昔館館長 大阪市立大学名誉教授	
		15:00	2	建築基準法の変遷と 現行法から見た文化財修理の課題		横内伸幸	大手前建築基準法事務所 代表取締役	
5	10月17日 (土)	13:00	4	民家の実測調査の手法	服部緑地 日本民家 集落博物館	妻木靖延	妻木建築設計事務所所長	
6	11月7日 (土)	10:00	2	社寺建築考察	観心寺	櫻井敏雄	元近畿大学・大谷大学教授 文化審議会委員 (松原市、河内長野市他)	
		12:00	2	観心寺建造物見学		青木弘治	公益社団法人 文化財建造物保存技術協会	
7	11月28日 (土)	13:00	2	大阪の近代建築	少彦名 神社	酒井一光	大阪歴史博物館主任学芸員	
		15:00	2	船場見学				
8	12月5日 (土)	13:00	2	歴史的建造物の耐震補強(木造)	大阪木材 仲買会館	樫原健一	㈱SERB代表取締役	
		15:00	2	歴史的建造物の耐震補強(非木造)		西澤英和	関西大学教授	
9	1月16日 (土)	13:00	2	大阪府内の文化財	寺西家 住宅	地村邦夫	大阪府教育委員会 文化財保護課総括主査	
		15:00	2	登録有形文化財の経営と相続		寺西興一	「大阪府登録文化財所有者の会」 事務局長	
10	2月6日 (土)	13:00	2	登録文化財の所見の作成	芝川ビル モダンテラス	植松清志	大阪市立大学客員教授 大阪府ヘリテージマネージャー協議会 会長	
		14:30	2	登録文化財申請の調査例				所 千夏

平成27年度 地域の登録文化財等での公開事業

日程	地域	登録文化財等	内容
5/3, 9/19,20	阿倍野区	朝陽館	朝陽館一般公開事業
7/18,19	貝塚市	感田神社等	伝統行事の紹介
11/7	貝塚市	寺田家南川家他	まるごと博物館
3/18～27	貝塚市	寺田家南川家他	春の町家の雛めぐり
11/15	羽曳野市	畑田家	文学フォーラム(連歌の面白さ)
2/26～3/3	中央区	芝川ビル他	船場のおひなまつり
毎月第4(土)	阿倍野区	寺西家	上方落語会公演
5/17,6/14,7/5	阿倍野区	寺西家	伝統食品講習(味噌、梅干し等)
6/5～8	阿倍野区	寺西家	伝統工芸士による絞り実演
10/16,17	阿倍野区	寺西家	地域友好「てづくり・てん」
11/1～3	阿倍野区	寺西家	趣味工房「土」陶芸展
11/13～15	阿倍野区	寺西家	生花展
12/12	阿倍野区	寺西家	なにわ伝統野菜の魅力
10/23～25	北区	吉田家	展覧会「藝術のすみか」
5/13	堺市	兒山家	拓本講座と実習
9/23	堺市	兒山家	剪定講座と実習
10/17	堺市	兒山家	狂言会
11/8	堺市	兒山家	伝統工法焼き板の講座と実習

<新入会員の紹介>

正 会 員:松井澄子 登録文化財 山内ビル 大阪市西区土佐堀 1-1-5

霜野 久 登録文化財 霜野家住宅(土塔庵) 堺市中区土塔町 2209

協力会員:久保井亮一 (大阪大学 名誉教授)

<あとがき>

平成 27 年度総会の報告をさせていただきます。

最近の運営委員会で登録文化財の修理や補修に関して話がでており、雨が漏るので屋根の葺き替えを屋根業者に頼んでもらったが、後で大工が来て「建物が傾いているので、直さなければならぬ。なぜ、瓦を下して屋根が軽くなっている時に修理しなかったのか」といわれたという。また柱と壁に隙間などできたので、建物の傾きをそのまま内装工事をし、きれいにしたが、その後、耐震補強として建物の傾きを直す修理をするようにいわれ困っているという。昔は、各家に出入りの大工がいて、建物を全体的にみて修繕や補修のアドバイスをしてくれたが、そのような大工もいなくなってしまった。この大工に代わるのが、建築士ということになるのだが、現在、大学の授業でも木造建築は、ほとんど取り上げられていない。木造、特に伝統木造に対する知識を「ヘリテージマネージャー育成講座」で十分理解していただき、又、実践していくことの重要性を感じた。(寺西 興一)